

改正案	現行
<p>(特定流通業務施設の基準)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第四条第三項第三号の主務省令で定める基準は、令第二条第三号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。</p> <p>一 第一項第一号イからトまでに掲げる社会資本等又は卸売市場の周辺五キロメートルの区域内、地場産業が集積している地域の周辺の区域内、商店街の区域内その他これらに準ずる区域内で物資の輸送の合理化に資すると認められる地点に立地するものであること。</p> <p>二 次のいずれかを有するものであること。</p> <p>イ 自動仕分装置</p> <p>ロ 自動搬送装置（商店街の区域内その他これに準ずる区域内で物資の輸送の合理化に資すると認められる地点に立地する上屋にあつては、搬送装置）</p> <p>ハ 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置</p> <p>ニ 垂直型連続運搬装置</p> <p>ホ 自動化保管装置</p> <p>ヘ 電動式密集棚装置</p> <p>ト 貨物保管場所管理システム</p> <p>三 第一項第五号及び第六号に該当するものであること。</p>	<p>(特定流通業務施設の基準)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第四条第三項第三号の主務省令で定める基準は、令第二条第三号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。</p> <p>一 第一項第一号イからトまでに掲げる社会資本等又は卸売市場の周辺五キロメートルの区域内、地場産業が集積している地域の周辺の区域内その他これらに準ずる区域内で物資の輸送の合理化に資すると認められる地点に立地するものであること。</p> <p>二 次のいずれかを有するものであること。</p> <p>イ 自動仕分装置</p> <p>ロ 自動搬送装置</p> <p>ハ 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置</p> <p>ニ 垂直型連続運搬装置</p> <p>ホ 自動化保管装置</p> <p>ヘ 電動式密集棚装置</p> <p>ト 貨物保管場所管理システム</p> <p>三 第一項第五号及び第六号に該当するものであること。</p>

4 法第四条第三項第三号の主務省令で定める基準は、令第二条第四号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。

一 次号に規定する上屋以外の特定流通業務施設にあつては、第一項第五号及び第六号、第二項第一号及び第五号イ並びに前項第二号に該当するものであること。

二 貨物流通事業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する流通業務総合効率化事業の用に供する上屋にあつては、第一項第五号及び第六号、第二項第五号イ並びに前項第一号及び第二号に該当するものであること。ただし、商店街の区域内その他これに準ずる区域内で物資の輸送の合理化に資すると認められる地点に立地する上屋にあつては、第二項第五号イに該当することを要しない。

4 法第四条第三項第三号の主務省令で定める基準は、令第二条第四号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、第一項第五号及び第六号、第二項第一号及び第五号イ並びに前項第二号に該当するものであることとする。